中古機協発 第8号 令和4年9月15日

中古機流通協議会構成団体 各位



中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書について

平素は、当協議会の運営にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、日工組並びに日電協より、当協議会に向けて、コンプリート機能を搭載した遊技機、若しくはスマート遊技機を中古移動する際、全商協並びに回胴遊商組合員とホール営業者の間で取り交わす「中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書」(以下、「承諾書」という。)について、別紙のとおり報告がありましたので、お知らせいたします。

各団体におかれましては、下記の運用についてご確認の上、関係各位に周知 徹底のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 運用開始時期について 令和 4 年 9 月 15 日から開始する。
- 2. 承諾書を取り交わすタイミングについて

全商協並びに回胴遊商組合員が、ホール営業者から中古遊技機移動書類の 作成依頼を受けてから、保証書の作成前までに承諾書を取り交わすものとす る。

以上

## 中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書

全商協並びに回胴遊商組合員(以下、「甲」という)は、ホール営業者(以下、「乙」という)に対し、その営業所に移動・設置する中古遊技機に関して、下記の内容について十分な説明を行うとともに、乙は、その内容について承諾するものとする。

記

## <コンプリート機能の誓約事項>

乙は、コンプリート機能(遊技機から一定数以上の払出が行われた場合に作動するもの)を搭載した遊技機を設置稼働し、営業中に当該機能が発動(稼働停止)した場合は、当該営業日の営業時間中に再稼働はしない。

## <スマート遊技機の特約事項>

- ① 各製造業者団体が管理する遊技機情報センターに定期的に出力される性能情報、設置情報、不正・エラー情報等の情報(以下「管理データ」という)を製造業者が取得及び閲覧することができること。
- ② 製造業者が、管理データにおける異常情報を確認した場合に行う、設置先営業所への原因調査に同意すること。
- ③ ②の原因調査の結果を製造業者が所属する団体に報告すること及び必要な場合に行う行政機関等への報告に同意すること。
- ④ 前記①から③に関し、製造業者の責めに帰すべき事由がない場合に限り、異議申立て及び損害賠償その他の請求をすることができないこと。
  - ※ ①について、製造業者は遊技機情報センターで取得及び閲覧するデータを行政機関等から法令に基づき開示要請をされたときを除き、第三者に開示・漏洩等を行わない守秘義務が 課せられていることを前提とする。
  - ※ ②の原因調査にて実機確認を行う際には実地調査を原則とし、製造業者若しくは製造業者が指定する者が行い、その実施にあたっては、あらかじめ設置先営業所にその理由を伝えるとともに、調査の日時等については誠実に協議して決めることとする。

以上の内容について、相互に確認した証として、本承諾書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

年 月 日

 【甲】
 【乙】

 組合員名
 営業者名

代表者名 代表者名

所在地 所在地 所在地 営業所:

営業所名 所在地 (印)